

第 1 下水道計画

1 下水道の計画

本市の公共下水道事業は、昭和 54 年度に計画区域として東部処理区と西部処理区に分け下水道基本計画を策定し、昭和 55 年度に都市計画決定を行った。東部処理区においては、昭和 55 年度に下水道整備に着手し、さらに、昭和 60 年度には、東部浄化センターの完成とともに汚水の処理を開始した。また、西部処理区については平成 3 年度に下水道整備に着手し、さらに、平成 8 年度から西部浄化センターの建設に着手し平成 12 年度には汚水の処理を開始した。

2 下水の排除方式

下水の排除方式には、汚水と雨水を同一管渠で排除する「合流式」と汚水と雨水を別々の管渠で排除する「分流式」があるが、本市においては、全計画区域において分流式を採用している。

3 下水道の利用促進

(1) 排水設備の設置義務

下水道が整備されても、くみ取便所のままであったり各家庭等の汚水が依然として側溝等に流れていては、都市の健全な発達・公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全という下水道の目的が達せられない。また、下水道の整備に係る多額の資金投入に対する投資効率が低くなる。

下水道法第 10 条第 1 項に「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。」と規定され、同法第 11 条の 3 第 1 項においては、「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。」となっている。

このように、下水道では、整備の目標達成のため、当然の帰結として、地方公共団体が設置する公共下水道の施設にあわせ、当該地域の住民もそれぞれ接続するための排水設備を設けなければならないとされている。

(2) 供用開始の公示

下水道法第 10 条第 1 項では、土地の所有者、使用者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）に対して排水設備の設置を義務づけているが、これを具体的に実施するために、その義務が発生する時期や対象となる地域の範囲をあらかじめ、明示しな

なければならないとしている。この制度が、下水道法第9条に定める公示制度である。同条第1項では、「公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。」としている。本市においては、下水道管渠を布設し、使用できる状態になりしだい、下水道法第9条に基づく供用開始の公示をするとともに、その区域の土地所有者等に対し文書で、その旨を通知している。

(3) 排水設備の設置時期

本市では、供用開始とともに排水設備の早期設置を促進するため、浄化槽設置者、くみ取便所設置者とも3年以内に排水設備の設置を依頼している。

第2 下水道工事の種類及び管理

1 下水道工事の種類

下水道工事には次の種類があり、それぞれの工事の種類により負担者又は施工者が異なる。

工事の種類		内 容	施 工 者
下水道本管布設工事		下水道本管の布設には、次のような工事がある。	本市が国・県・市費等により施工
		・ 試掘調査	
		・ 水道・ガス仮配管・本配管工事	
		・ 下水道本管布設工事	
		・ 舗装仮復旧・本復旧工事	
取付管設置工事	同時施工	新しく下水道を整備する区域で下水道本管と同時に取付管を設置する工事	本市が申請者から設置工事に要する費用を負担金として徴収し施工
	単独施工	下水道本管が既に布設された区域で新築等により新たに取付管を設置する工事	
	承認工事		申請者が工事業者を選び、市の承認を得て施工（施工後、市に移管）
排水設備設置工事		接続ます・排水管・排水器具等の設置工事で次に分類	個人の負担で指定工事店に発注し施工
		○ 宅地内排水設備工事	
		・ 屋内排水設備工事	
		・ 屋外排水設備工事	
		○ 私道排水設備工事	

2 下水道の管理区分

下水道の施設・設備には、維持・管理が必要となるがその区分は次のとおりである。

- 下水道本管及び取付管 …………… 本市が維持・管理
- ※ ただし、個人の責任により支障が生じた場合は、原因者が復旧
- 排水設備 …………… 個人が維持・管理

第3 下水道工事の流れ

下水道本管の布設計画から排水設備の設置までの基本的なスケジュールは、次のとおりである。



第4 取付管

1 同時施工

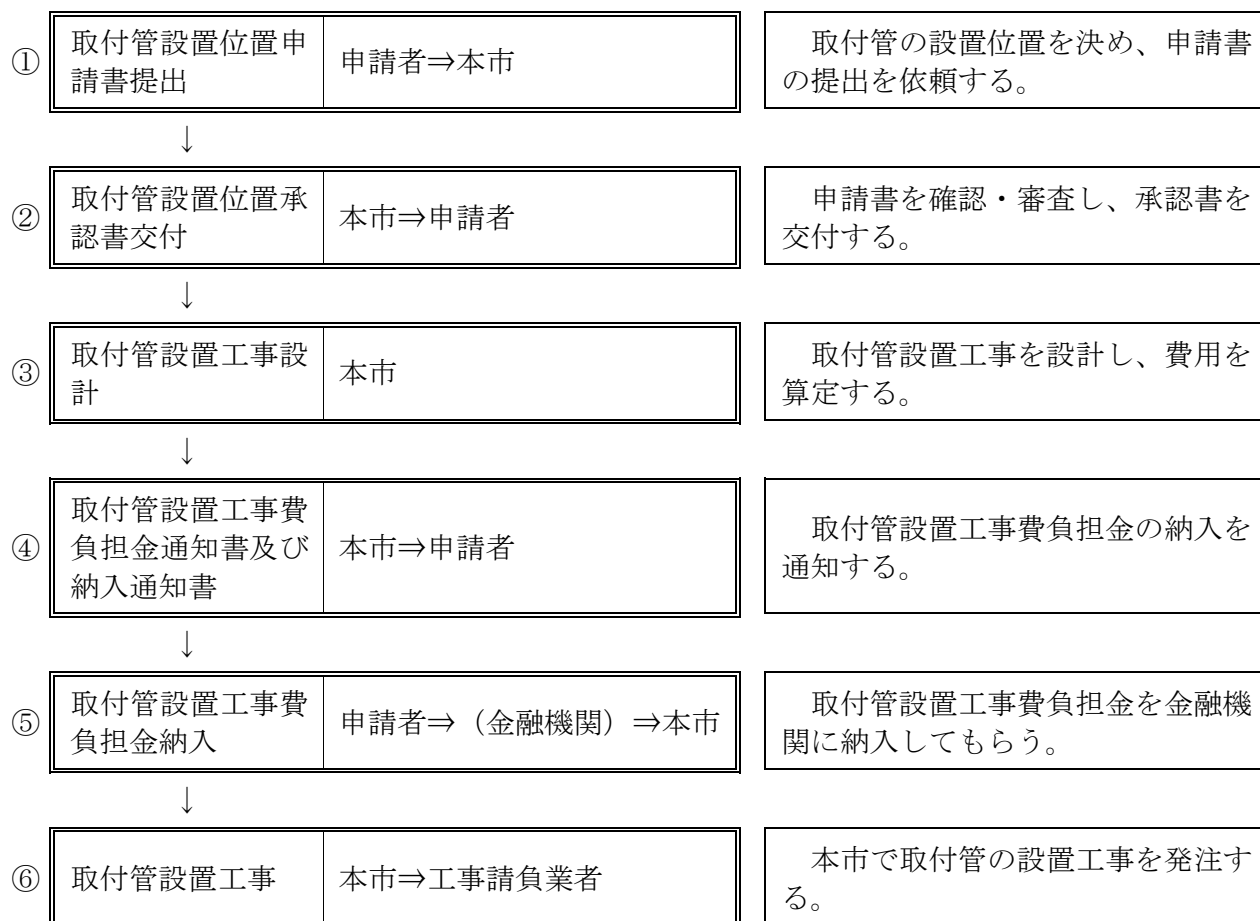
下水道本管布設工事と同時に施工する取付管の設置工事及び手続きは、次のとおりである。



- 建物が建っていない更地についても、希望があれば設置する。
- 納入義務者は、取付管設置位置申請者となる。
- 同時施工による取付管設置工事費負担金は、道路幅員、埋設深等の設置状況にかかわらず、同一金額である。取付管設置工事費負担金は、毎年度決定する。

2-1 単独施工

下水道本管布設後に施工する取付管設置工事及びその手続きは、次のとおりである。



- 単独施工による場合の手続き等は、同時施工と概ね同じであるが、取付管設置工事は、設置工事費負担金が納入されてから施工する。
- 単独施工は、本管布設後に施工するので、舗装等の経費が必要となり、同時施工と比較し、費用が増加する場合がある。
- 幅員や埋設深により負担する費用が多くなる場合については、市は取付管設置工事費負担金の上限金額を毎年度決定する。
- 既設の取付管が設置されている場合は、本管保護の立場からできるだけ既設取付管を利用する。
- 取付管設置位置申請書は、排水設備工事と密接に関連するので、できる限り指定工事店を通して提出する。
- 取付管設置工事を市が発注する場合は、従来どおり申請者の負担額は上限金額以内とし、負担金納入後、市が入札を行い工事を発注する。

2-2 承認工事

(1) 対象

本市では、公共下水道供用開始後に申請される取付管設置工事として、平成27年4月1日より実施している。

(2) 内容

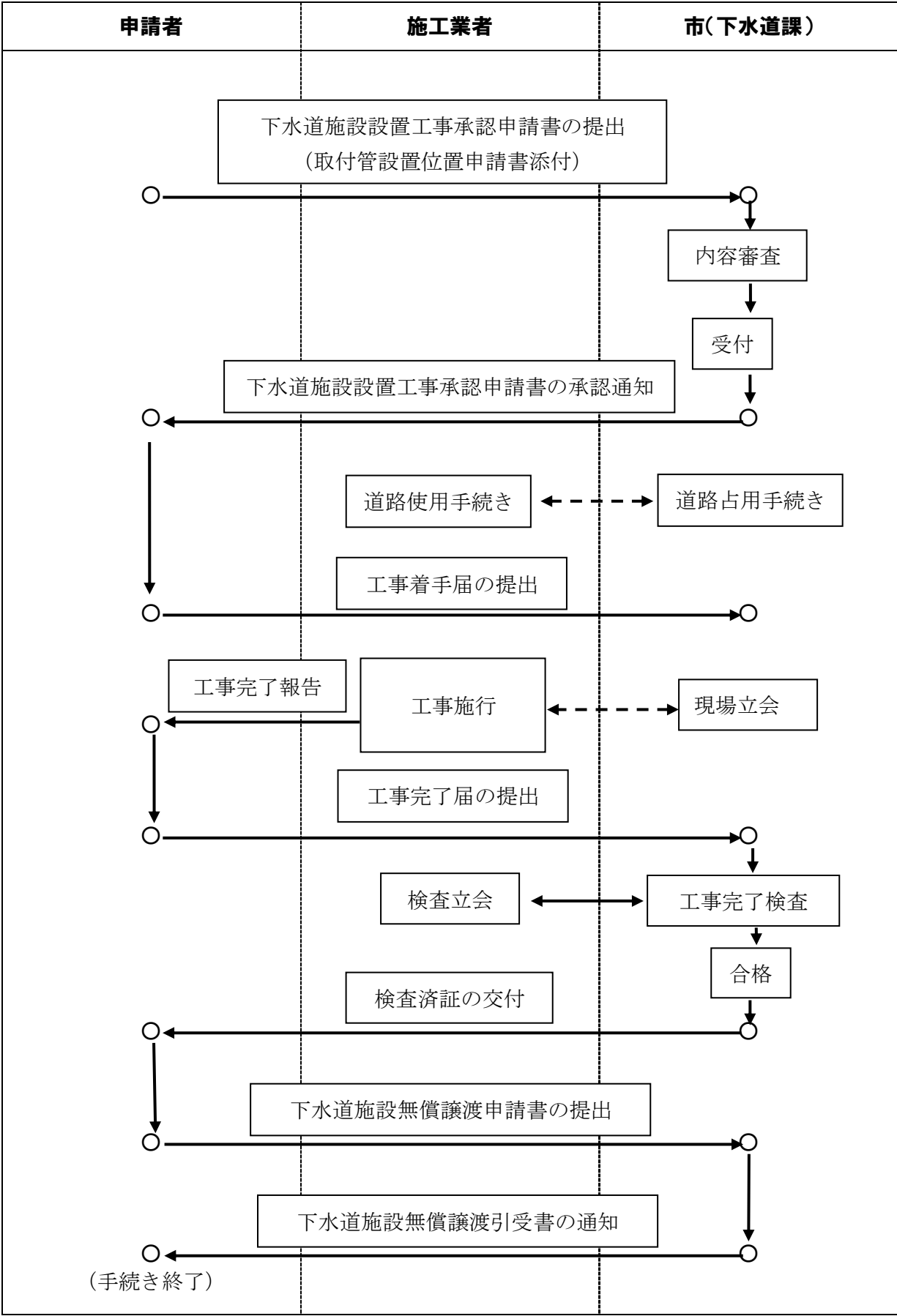
ア 取付管設置工事に係る申請者の負担額が、市が毎年度当初に定めている取付管設置工事費負担金の上限金額（以下「上限金額」という。）を超えない範囲内においては、下水道法第16条に定める公共下水道管理者以外の行う工事（以下「承認工事」という。）として実施できる。

また、上限金額を超える場合でも、申請者が承認工事を希望される場合は、市と協議の上、承認工事として実施できる。

イ 承認工事で行う場合の工事費は、全て申請者負担となる。

ウ 承認工事を施工できる業者は、過去10年以内に同種工事の実績のある業者とする。

(3) 承認工事の手続き



3 取付管設置位置申請に伴う注意事項

取付管の設置位置を申請するにあたっては、同時施工・単独施工・承認工事とも次の事項を考慮する。

- ① 取付管設置位置申請書は、排水設備工事と密接に関連するので、できる限り指定工事店を通して提出する。
- ② 取付管は、概ね道路から宅地内20cmの位置まで設置する。
- ③ 取付管の官民境界の管頂土かぶりは、概ね70cm程度である。なお、排水設備の規定の勾配が取れない等の問題がある場合は、事前に本市と協議をすること。
- ④ 取付管の設置位置については、将来の排水設備設置工事を想定し、合理的・経済的な位置で決めること。（例 浄化槽からの出口付近）
- ⑤ 将来、建物の増改築計画がある場合は、十分配慮すること。
- ⑥ 擁壁等がある場合は、取付管の設置が可能かどうか十分注意すること。
- ⑦ 取付管の設置位置は、接続ます、排水設備工事等を考慮し、隣地との境界からできる限り1m以上離すこと。
- ⑧ 同一敷地内で2か所以上の取付管がある場合は、排水設備系統の混乱・維持管理上の問題・下水道の管体の損傷・地下埋設物の錯綜・道路の損傷等を引き起こす原因となるため、地形上困難・多大な工事費等以外は、取付管1か所の原則に従うこと。
- ⑨ 取付管設置位置申請書提出後、都合により取消す場合（申請書より概ね2か月）は、直ちに取付管設置位置申請取消届を提出すること。
- ⑩ 給水装置工事（公道部分）と取付管設置工事との工事位置が重複する場合は、本市と協議すること。

4 取付管設置位置申請書記載例

取付管設置位置申請書の記載は、次の記載例に従い正確に記載すること。

記載例の番号①～⑦の順に記入して下さい。

取 付 管 設 置 位 置 申 請 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

① 年月日の欄にこの申請書を提出する日を記入して下さい。

② 申請者の欄に申請者(注(1))の住所、氏名、電話番号を記入して下さい。

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 尾張旭市東大道町原田 2600 番地の 1
氏 名 旭野 一郎
(電 話 0561 - 53 - 2111)

注(1)
・ 申請者は原則的には家屋の所有者です。

次のとおり申請します。

③ 設置場所の欄に取付管を引込もうとする土地の町名、地番を記入して下さい。

④ 内容の欄の新設を○で囲んで下さい。

⑤ 土地所有者の欄は取付管を引込もうとする土地が、借地関係のある場合のみ、その土地の所有者の住所、氏名を記入(自書)して下さい。この場合所有者が複数のときは代表者の住所、氏名を記入して下さい。

⑥ 土地・建物の欄に設置場所の土地の面積、建物の階数及び建物の延面積を記入して下さい。

⑦ 汚水の種類の欄の該当する番号を○で囲んで下さい。2 及び 3 に該当する場合は説明欄に業種も記入して下さい。

設 置 場 所	尾張旭市 東大道 町 原田 2600 番地の 1		
設 置 位 置	別図のとおり		
内 容	新設 増設、 改築、 その他 ()		
土 地 所 有 者	(注)この欄は、借地関係のある場合のみ記入してください。		水 栓 番 号
	住 所 (自書) 氏 名		第 号
土 地 ・ 建 物	土地 165 m ² 、建物 2 階建、建物面積 78 m ²		
汚 水 の 種 類	1 一般家庭汚水 2 業務用汚水 3 その他 2 及び 3 の場合は、業種等について説明のこと。 説明 ()		
備 考			

平面図

宅地境界

浴 洗面所 台所 便所

住宅の形

道路

1.5m

付近見取図

県道名古屋瀬戸線

ガソリ
スタ

ソ
ンド

旭野

喫茶尾張

美容室
アサヒ

承認 平成 年 月 日 第 号

④ この枠内は、市の記入欄ですので書きこまないで下さい。

平面図の凡例			
	道 路		浴 槽 の 位 置
	宅 地 境 界		流 し 類 の 位 置
	家 屋 の 位 置		現 況 排 水 系 統
	大 便 器 の 位 置		浄 化 槽 の 位 置
	小 便 器 の 位 置		取 付 管
	手 洗 器 ・ 洗 面 台		

⑧ 平面図を次の順で記入して下さい。なお付近見取図は略図で結構です。

- (1) 平面図の上側が北になるように書きます。
- (2) まず道路を —— 線で書いて下さい。
- (3) 次に宅地境界を --- 線で書いて下さい。
- (4) 家屋の位置（住宅の形）を —— 線で書いて下さい。
- (5) 次に平面図の凡例に従い大便器、小便器、手洗器、浴槽、流し類を実際の位置に合うように書き入れます。
- (6) 現在の家庭排水がどのように流れているか-----で記入して下さい。又浄化槽をお使いになっている場合は浄化槽の位置も記入して下さい。
- (9) 取付管の設置位置（注(2)）を平面図の中に書き入れます。取付管は必ずどちらかの境界からの出幅を記入して下さい。

注(2) 取付管の設置位置は、普通次のような所です。

- ・ 現在の排水が道路側溝へ流れ出している付近
- ・ 浄化槽からの出口付近
- ・ 宅地の中で最も低く道路に面した所
- ・ 隣地との境界から1～2mぐらいはなれた所
- ・ 水道やガスの引込み箇所付近
- ・ 家の増改築計画が有る場合はその計画に合せた所
- ・ 以上の箇所で将来接続ますの設置可能な箇所

⑩ 付近見取図に目印となる店などを入れて記入して下さい。

⑪ これで申請書を書き終わりました。もう一度記入もれや誤りがないかを確かめてから提出して下さい。

第5 排水設備

本市においては、排水設備について基本的に次の取り扱いをしている。

1 排水設備の技術基準

排水設備の技術上の基準としては、下水道法、尾張旭市下水道条例・下水道条例施行規則に基づくほか、尾張旭市下水道条例施行規則第5条第5項に基づく排水設備における技術上の基準は、「下水道排水設備指針と解説」（社団法人日本下水道協会発行）を標準とする。

2 排水設備の範囲

排水設備の範囲については、下水道法第10条に規定される設備で、汚水については、水道の給水用具を受ける設備（台所、洗面所、浴室等のトラップ及び水洗便所のタンクに接続している排便管）から公共下水道へ流入させるための接続ますまでである。また、雨水については、雨水を受ける設備すなわち屋内の場合はルーフドレイン、雨どい、排水溝から接続ます又は官民境界までである。

3 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、排水設備の新設、増設、位置変更、改造、撤去及び修繕に係る工事である。

4 排水方式

排水は、原則として自然流下方式による。ただし、自然流下方式が不可能な場合は、排水槽を設置し、機械排水によることとする。

5 接続ます

- 公共下水道への接続のための排水設備の最下流には、必ず、接続ますを設置する。
- 接続ますは、本市においては、個人が設置する排水設備として取り扱っており、公共ますとして位置付けていない。
- 接続ますは、官民境界から原則として1 m以内で、維持管理上支障のない箇所に

設置する。

- 接続ますは、口径 200mm以上とする。
- 雨水ますは、口径 300mm以上とする。
- 新設トイレの排水ますは、逆流防止のため 3 c m 段差ますを使用すること。
(トイレますが起点及び既設の場合は除く)

6 下水の種類

下水とは、下水道法第 2 条において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定しており、例示すると次のとおりである。

① 汚水

- ・ 水洗便所からの排水
- ・ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ・ 屋外洗場などからの排水
- ・ 冷却水
- ・ プール排水
- ・ 地下構造物からの湧水
- ・ 工場、事業場の事業所活動により生じた排水
- ・ その他雨水以外の排水

② 雨水

- ・ 雨水
- ・ 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ・ 雪どけ水
- ・ その他の自然水

7 排水設備の接続の特例等

(1) 雨水としての取扱いの特例

排水設備の特例として、その排水が清浄で雨水として取り扱っても支障がないと認められるときは、その方法によることができる。具体的には次のとおりである。

- ① アパートなどのベランダ（通路を含む）の排水は、洗濯機や他の雑多なものが置かれ、雑排水が排出される恐れがあるので、原則として汚水として扱う。ただし、ベランダに給水がなく、洗濯機置場が別にあり、犬小屋や多量の植木鉢等を置かれる恐れがない場合は雨水として扱ってもよい。
- ② 清浄な冷却水の排水は、雨水と同様に扱ってもよい。
- ③ 屋外プール施設排水の取り扱い
 - 排水の取り扱い

- ・ プール槽排水 …雨水
- ・ オーバーフロー排水 …雨水
- ・ プールサイド排水 …雨水
- ・ 屋外眼洗い場、手洗い場、シャワー排水 …雨水
- ・ ドレン排水、ろ過機逆洗水 …汚水(ただし条件により雨水でも可)
- ・ 屋内排水設備（トイレ、手洗い等）排水 …汚水
- 上記取り扱いについての条件
 - ・ プール槽の水の排出の際には、土砂、ゴミ等を十分取り除いて側溝の詰まりの原因とならないように注意して排出を行うこと。
 - ・ 実際に汚水として処理する流量を把握するため、配水経路等を十分確認し適切な箇所に子メーターを設置すること。
 - ・ ろ過機逆洗水、ドレン排水は、異物等を排除できる構造とし、除去等の日常管理を行うこと。
 - ・ 排水水については定期的な水質検査を行い、水質の管理に努めること。

(2) 特殊な排水等の取扱い

- ① 給油施設及び業務用露天駐車場の排水設備については、消防法の規定の適用がある場合においては、その規定によるほか、次のとおり取り扱う。
 - ・ 給油施設及び業務用露天駐車場内に降った雨水は、汚水の排水設備へ排除すること。なお、その水質により除害施設を設置しなければならない場合も考慮されるため、事前に市の指導を受けること。
 - ・ 給油施設及び業務用露天駐車場の外周に降った雨水及び屋根に降った雨水は、当該駐車場等の污水管に流入することのないよう適切な措置を講ずること。
 ただし、上記措置を行っても降雨時に大量の雨水が污水管に流入することが想定される場合は、直近下流の污水ますから近くの雨水ますにオーバーフローした雨水が流入するように雨水管を設置すること。その場合、污水ますから雨水ますへの流出管は、污水流出管の管底高より 1 cm 程度高くすること。
 なお、共同住宅等で屋外に設置するごみ置き場周辺の雨水の処理についても、周囲の状況等を確認し、同様の処理を行うこと。
- ② ディスポーザーは、料理店の調理場、家庭の台所などの発生する野菜くずなどを粉砕し、水と共に公共下水道へ流し出す機器であるが、この様な食品くずの粉砕機は、下水道の維持管理上、問題を生じるので、原則として設置、使用してはならない。なお、ディスポーザーと排水処理槽から構成される「ディスポーザーキッチン排水処理システム」の設置については、本市と協議すること。
- ③ 屋外に設けられる洗濯場、足洗場などは汚水とする。ただし、雨水の流入をできるだけ少なくするために、その面積は可能な限り小さくし、また周囲から雨水が流入しない構造とすること。
 ただし、屋外に設けられる足洗場については、近くに汚水の排水設備が無い場合に限り、浸透ますを経由して雨水の排水設備に接続することも可能とする。
- ④ 給湯器、家庭用エアコンなどから排出されるドレン排水は汚水とする。

ただし、ドレン排水先の近くに汚水の排水設備が無く、このためだけに汚水管を延長する等、汚水の排水設備への接続が極めて困難な場合は、雨水の排水設備に接続することも可能とする。

8 排水設備工事の手続き

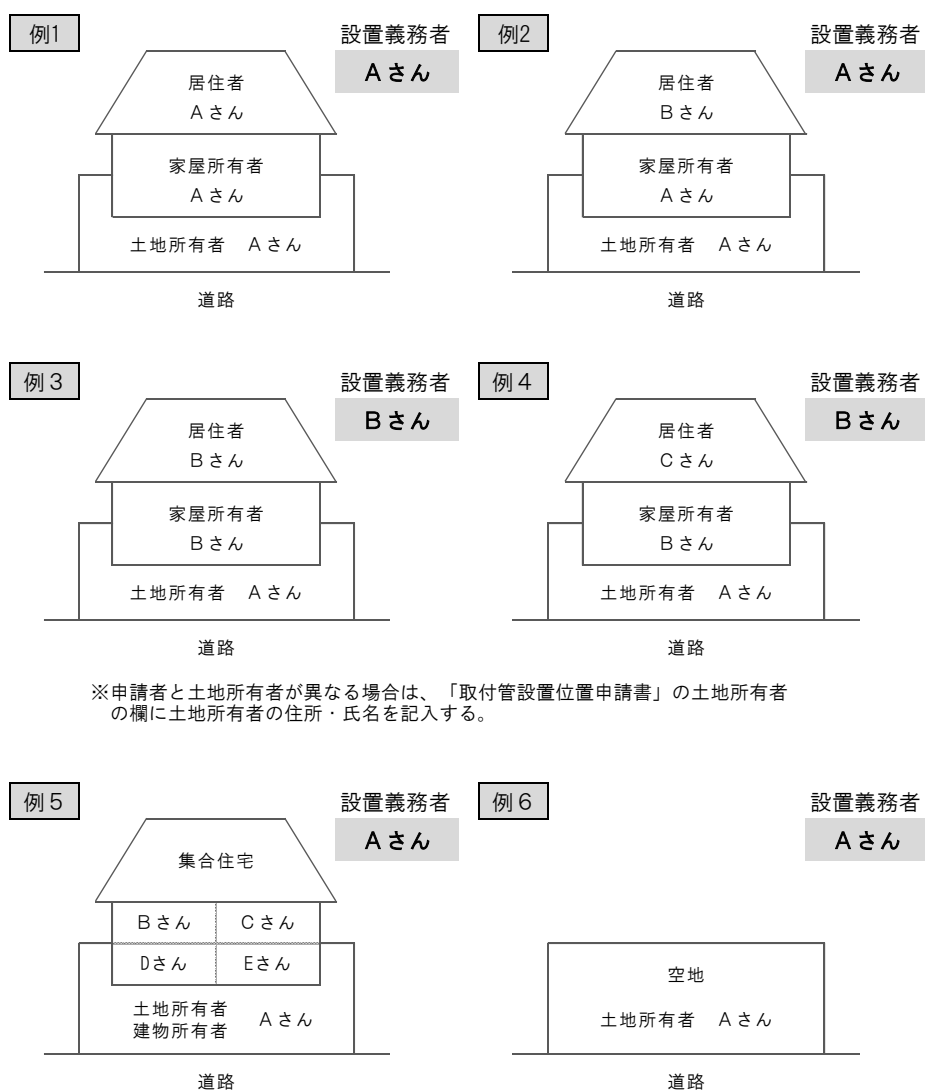
排水設備工事を実施するにあたっては、次の手続きが必要である。

①	調 査	公共下水道との関係・敷地の地形・障害物また既設排水管が利用できるかどうか等を事前に調査すること。	
		土地所有者・占有者等の関係権利を調査し、排水設備設置者と異なる場合は同意をもらうこと。	
		取付管の埋設位置等について本市下水道課に下水道台帳があるので、調査すること。	
↓			
②	設 計	関係法令等の技術上の基準に従い、耐震性・維持管理・施工性・経済性を考慮し適切な排水機能を備えた設備とすること。	
↓			
③	確 認 申 請	排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が法令等に適合するものであることについて、本市の確認を受けること。	排水設備等工事計画確認申請書
			着手7日前までに提出
↓			
④	審 査	本市で、審査を実施し、確認の書類を交付する。	排水設備等（除害施設）工事計画確認書
↓			
⑤	手 数 料	手数料として1件につき500円納入すること。	排水設備等工事計画確認申請手数料納入通知
↓			
⑥	施 工	現場の状況を十分に把握し、設計図等に従って適切に施工すること。	
↓			
⑦	完 了	工事が完了したら本市にその旨届け出ること。	排水設備等（除害施設）工事完了届
			完了7日以内に提出
↓			
⑧	検 査	法令等に適合しているかどうか実地検査を実施する。	合格の場合は検査済証を交付
↓			
⑨	使用開始	公共下水を使用する者は、その旨を本市に届け出ること。	公共下水道使用開始届

9 排水設備の設置義務者について

排水設備の設置義務を負う者は、下水道法第10条第1項において規定され、次の三つの態様に分けられ定められている。また、排水設備の改築・修繕についても、同条第2項により第1項の設置義務者が行うべきものとしている。なお、取付管の設置義務者についても排水設備と一連の設備であり、排水設備設置義務者が設置者となる。

- ① 建築物の敷地である土地にあつては、建築物の所有者
 - ② 建築物の敷地でない土地（③に掲げる土地を除く。）にあつては、土地の所有者
 - ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、公共施設管理者
- これを、図で示すと次の者が設置義務者となる。



※申請者と土地所有者が異なる場合は、「取付管設置位置申請書」の土地所有者の欄に土地所有者の住所・氏名を記入する。

注) 上記はあくまでも一例であり、所有形態によっては上記に当てはまらない場合もある。

10 床下集合配管システム(排水ヘッダー)

床下集合配管システム(排水ヘッダー)を設置する場合は、以下のように行うこと。

- ① 床下集合配管システムは、適切な口径、勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。
- ② 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。
- ③ 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保する事。

- 設置する場合は、上記注意事項に留意するほか、製造メーカーの仕様を遵守すること。
- 申請調書の図面には、点検口、通気管を配管した場合につき、それぞれ図示を行い、製造メーカーについても併せて明記する。

《誓約書例》

誓約書

尾張旭市長 様

私の使用する排水設備に床下集合排水システムを設置することを承諾し、これを使用するに
当たり適切な維持管理を行います。

万一、排水設備に故障等が生じた場合、一切私の責任において処理し、市に対して損害等迷
惑をかけないことを誓約いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、誓約事項を継承いたします。

年 月 日

使用者

住所

氏名

1 1 排水設備図面

① 構成図面

排水設備図は位置図、平面図、配管立図、その他施工に必要な図面で構成する。

② 位置図

位置図には、申請箇所、公道、私道の別、目印となる付近の建物、町名、番地を漏れなく記入する。

③ 設計図の記載数値

図面の記載数値の単位及び端数処理は、次のとおりとする。

種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下 2 位まで	7.85
管の勾配	%	小数点以下 1 位まで	2.0%
管径（呼び径）	mm		100
ますの寸法	mm		300
ますの深さ	cm		43
ますの天端高	cm		(+15)

注 1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

2 管路延長は小数点以下 2 位を 0 か 5 にまとめる。（二捨三入、七捨八入）

④ 設計図に記入する記号

図面に記入する記号の例を表 1 に示す。

⑤ 平面図

平面図の縮尺は、1/100（1/200 でも可）を標準とし、大きな宅地、団地、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じてこれ以下としてもよい。平面図の記載方法の例を表 2 に示す。

⑥ 配管立図

- 排水設備の相互の関係を明確にするために配管立図を作成する。ただし建築設計図の給排水設備図又は衛生設備設計図がある場合はこれに代えてよい。
- 配管立図は、平面図等に対応させて作成し、縮尺は 1/200 以上を標準とするが、敷地等の規模に応じ図面の縮尺を変えることができる。
- 2 階建以下の建物については、配管立図を省略してよい。
- 配管立図の記載方法の例を表 3 に示す。

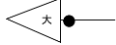
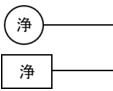
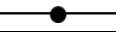
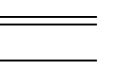
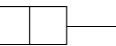
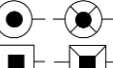
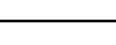
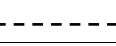
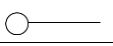
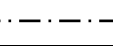
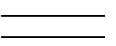
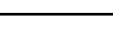
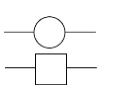
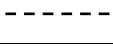
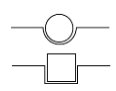
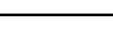
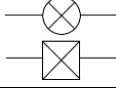
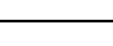
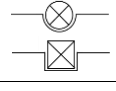
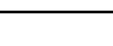
⑦ 構造物詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽がある場合は、その機能が分かる構造物を作成する。

⑧ その他の事項

- 3 階建以上の建築物については、1 階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2 階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成する。また、地下階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成する。
- 集合住宅の場合は、全体の平面図（建物等配置図）及び各棟の一階の平面図を作成する。

表 1 図面に記入する記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄 化 槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口			接 続 ます		
ト ラ ッ プ			側溝（道路）		
掃 除 口					
露 出 掃 除 口					
阻 集 器			トラップます		丸 ます 角 ます
排 水 管					
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 （ 宅 地 内 ）			建 物 外 壁		同 上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建物間仕切り		同 上
ドロップます （ 汚 水 ）		丸 ます 角 ます	汚 水 管		赤 色
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	雨 水 管		緑 色
ドロップます （ 雨 水 ）		丸 ます 角 ます	既設又は在来管		赤…汚水管 緑…雨水管
陶 管	TP		鋼 管	GP	
陶 製 卵 形 管	ETP		鋳 鉄 管	CIP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		耐 火 二 層 管	FDP	
			強化プラスチック複合管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

表2 平面図の記載方法の例

種 別	記載内容	記 載 例
排 水 管	管 径 管 種 こ う 配 延 長	
汚 水 ま す	内径 (内のり) 深 さ 天 端 高	
雨 水 ま す	省 略	
トラップます	内径 (内のり) 深 さ 天 端 高	
掃 除 口	内径 (内のり) 深 さ 天 端 高	
ドロップます	内径 (内のり) 深 さ 落 差 深 さ 天 端 高	

注 天端高とは、基準とした接続ますの天端と当該ますの天端との高低差をいう。

表3 配管立図の記載方法の例

種 別	記載内容	記載方法
排 水 管	管 径 管 種 こ う 配 管路延長	
汚 水 ま す	内径 (内のり) 深 さ 天 端 高	
雨 水 ま す	省 略	

1 2 排水設備調書記載例

排水設備等工事計画確認申請書には、排水設備調書を添付すること。なお、その記載は次に記載例に従い正確に記載すること。

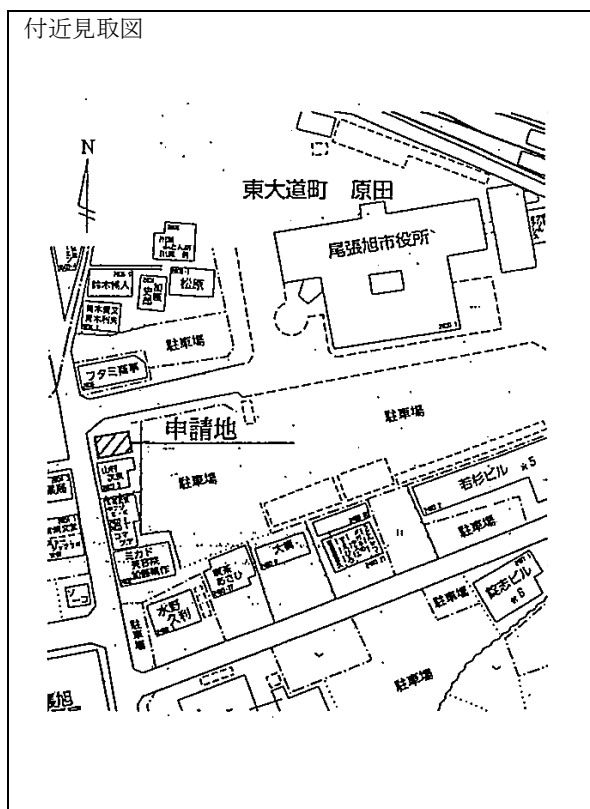
排水設備調書 (新設・増設・改築)

設置場所	尾張旭市 東大道 町 原田 2600-1 番地	受付番号	取付管番号
		—	1234
区分	住 所	氏 名	電 話 番 号
申請者	尾張旭市 東大道町 原田 2600-1 番地	旭 太郎	() 53-2111
使用者	同 上	同 上	() —
使用者			() —

建 物 状 況	
家屋状況	既設 新築 増築 改築
排水人員	1戸 2人
業 種	一般 店舗 事務所 公共施設 共同住宅 (階 戸) その他 ()
既設設備	浄化槽(単独・合併) くみ取り 公共下水道

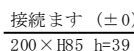
水 道 給 水 装 置 状 況	
水栓番号	6 7 8 9 - 0 1
量水器番号	1 2 3 4 5
口座振替	有 無

指定工事店	No. 1234
尾張旭工事店	
責任技術者	No. 123456789
旭 一郎	

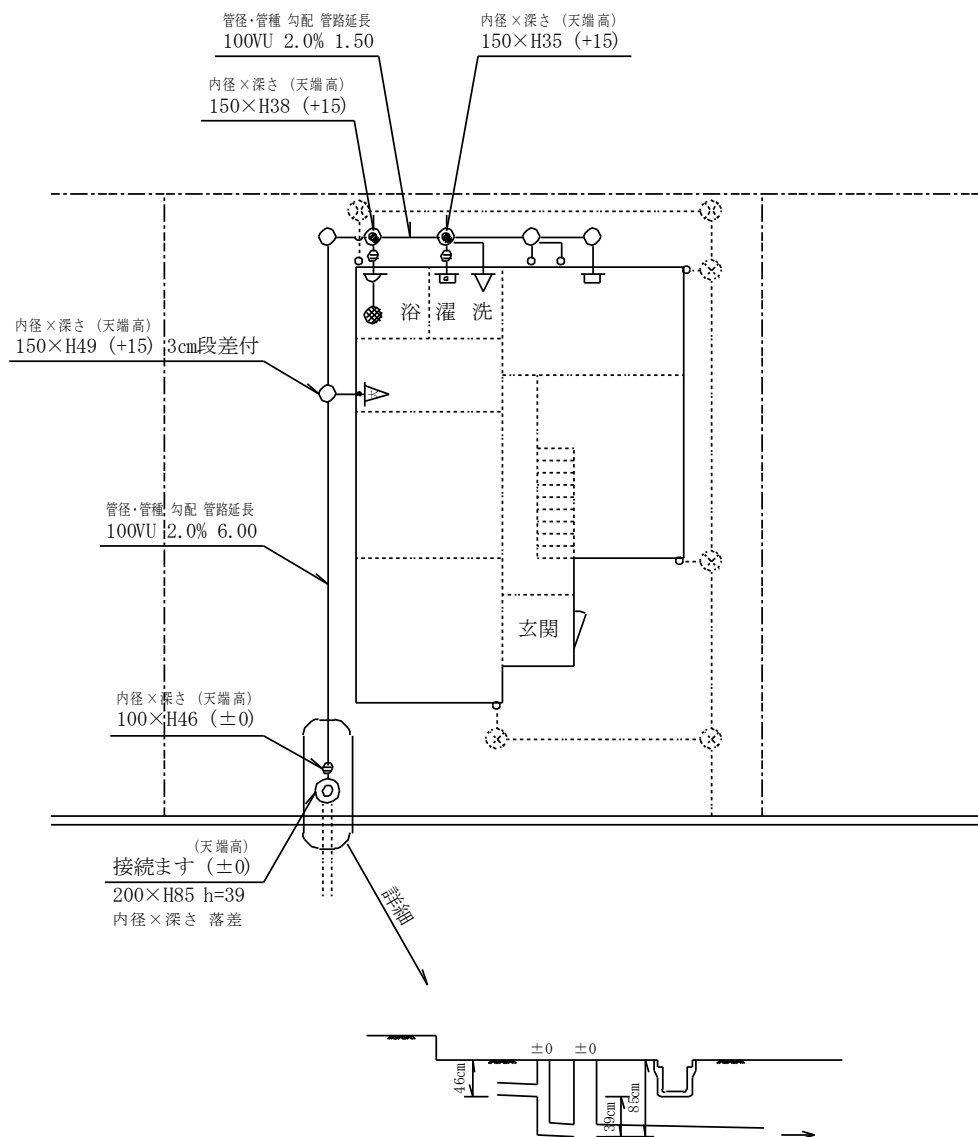


記事

排水設備図面

[illegible]

《 計 算 例 》



$$\text{管の勾配} = \frac{(\text{下流ますの深さ} - \text{上流ますの深さ}) + (\text{上流ますの天端高} - \text{下流ますの天端高})}{\text{管路延長}}$$

$$\text{管の勾配} = \frac{(38\text{cm} - 35\text{cm}) + (15\text{cm} - 15\text{cm})}{1.50\text{m}} = 2.0\%$$

$$\text{管の勾配} = \frac{(46\text{cm} - 49\text{cm}) + (15\text{cm} - 0\text{cm})}{6.00\text{m}} = 2.0\%$$

第6 排水の水質制限

1 特定施設

- ① 汚濁した廃水を発生する可能性のある施設は「特定施設」に指定されており、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められている。「特定施設」がある事業場は「特定事業場」といい、事業場から排出する廃水について、厳しい規制を受ける。
- ② 特定施設の新設、変更、排水系統の変更を行おうとする場合は、事前に本市に届けて審査を受けなければならない。各種届出の種類については、表4のとおりである。

2 除害施設

- ① 下水道法では、特定施設に対してだけでなく、その他においても悪質な下水に対して、水質規制を行っており、あらかじめ処理を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしている。この排出下水を規制基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」という。つまり、下水道で排除される下水に対して下水道施設の機能保全と損傷防止及び浄化センターからの放流水の水質確保を目的として水質規制を行っている。除害施設基準としては、本市条例で排除基準を定め除害施設の設置等を義務付けている。

- ② 除害施設が必要な代表的な業種には次のようなものがある。

・ 食料品製造業	・ 金属製品製造業	・ ガソリンスタンド
・ 繊維工業	・ 化学工業	・ レストラン（飲食店）
・ 鉄鋼業	・ 窯業・土石製品製造業	・ 写真現像業
・ 紙・パルプ製造業	・ 出版・印刷製版業	・ 洗濯業（クリーニング）
・ 電気機械器具製造業	・ 理・美容業	・ 自動車整備業
・ めっき業	・ 医療業（病院）	・ 旅館・ホテル

- ③ 除害施設を設置する場合については、排水設備等工事計画確認申請書に代え除害施設工事計画確認申請書を工事着手14日前までに提出しなければならない。

表 4 下水道法及び下水道条例による届出書一覧表

届出の様式のうち、下水道法の規則で規定されているものを、ここでは「法定様式」としているが、掲載していない。

届出書類及び法律上の根拠	届出事由	届出義務者	届出期限	様式	備考
公共下水道使用開始（変更）届 法第 11 条の 2 第 1 項	(1) 特定施設の有無にかかわらず 5 0 m ³ 以上の汚水を排除する日が 1 日でもある場合、又は汚水の量にかかわらず使用開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとするとき (2) (1)の届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき	公共下水道を使用しようとする者及び下水の量、水質を変更しようとする者	あらかじめ	法定様式 第四	罰則 法第 49 条（20 万円以下の罰金）
公共下水道使用開始届 法第 11 条の 2 第 2 項	特定施設設置者が下水を排除して公共下水道を継続して使用しようとするとき	公共下水道を使用しようとする者	あらかじめ	法定様式 第五	罰則 法第 49 条（20 万円以下の罰金）
特定施設設置届出書 法第 12 条の 3 第 1 項	公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が特定施設（特定施設番号 66 の 3 を除く。以下同じ。）を設置して公共下水道を使用するとき (1) 既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合 (2) 特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合 (3) 既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合 (4) 特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合	当該特定施設を設置しようとする者	特定施設を設置しようとする 60 日前までに届け出る	法定様式 第六	受理書を発行し内容審査を行う 罰則 法第 47 条の 2（3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金）

届出書類及び法律上の根拠	届出事由	届出義務者	届出期限	様式	備考
特定施設使用届出書 法第12条の3第2項	(1) 公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）に下水を排除している事業場に既に設置されている施設（又は工事中の施設）が法令により新たに特定施設に指定されたとき	当該施設を設置している者（設置の工事をしてる者を含む）	当該施設が特定施設となった日から30日以内	法定様式第七	罰則 法第49条（20万円以下の罰金）
特定施設使用届出書 法第12条の3第3項	(1) 従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することとなったとき (2) 終末処理場が設置されていない公共下水道に終末処理場が設置され当該公共下水道を使用する特定事業場が下水排除の制限をうけることとなったとき	当該特定施設を設置している者	公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用することとなった日から30日以内	法定様式第七	罰則 法第49条（20万円以下の罰金）
特定施設の構造等変更届出書 法第12条の4	特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済の特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統の変更をしようとするとき	当該特定施設を設置している者	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前までに届け出る	法定様式第八	受理書を発行し、内容審査を行う 罰則 法第47条の2（3月以下の懲役又は20万円以下の罰金）
氏名変更等届出書 法第12条の7	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき (2) 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	当該特定施設を設置している者	変更の日から30日以内	法定様式第十	罰則 法第51条（10万円以下の過料）
特定施設使用廃止届出書 法第12条の7	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	当該特定施設を設置した者	使用廃止の日から30日以内	法定様式第十一	罰則 法第51条（10万円以下の過料）
承継届出書 法第12条の8第3項	(1) 特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設設置又は使用の届出をした者について相続又は合併があったとき	承継者	承継があった日から30日以内	法定様式第十二	罰則 法第51条（10万円以下の過料）

届出書類及び法律上の根拠	届出事由	届出義務者	届出期限	様式	備考
除害施設工事計画確認申請書 条例第6条第1項及び第2項	公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、排水設備等の新設等の際に除害施設を設置しようとするとき、又は除害施設を変更しようとするとき	当該除害施設の新設・変更をしようとする者	工事に着手しようとする日の14日前までに届け出る	条例施行規則第2号様式	内容審査を行い確認書を交付する 罰則 条例第26条第1号（5万円以下の過料）
排水設備等(除害施設)工事完了届 条例第7条第1項	除害施設工事計画確認申請書を提出した場合、その申請に係る工事等が完了したとき	当該届出をした者	完了した日から7日以内	条例施行規則第4号様式	完了検査を行い検査済証を交付する 罰則 条例第26条第2号（5万円以下の過料）

3 下水排水基準

法・条例		法 1 2 条の 2 第 1 項 (条例第 1 1 条)		条例 1 3 条 (法 1 2 条の 11)	条例 1 2 条 (法 1 2 条)
目的		放流水の水質保全 (終末処理場での処理困難物質)			下水道施設の機能保全と損傷防止
内容		排除制限		除害施設の設置・必要な措置	
対象者		特定事業場		下水を継続排除する者 (水洗便所除く)	
対象区域		処理区域内 (公共下水道・終末処理場設置)			排水区域内 (公共下水道)
排水量 (m ³ /日)		5 0 m ³ /日以上	5 0 m ³ /日未満		
環境 項目等	温度	45 度以下 (40 度以下)	45 度以下	45 度以下 (40 度以下)	45 度以下
	水素イオン濃度	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)	5 以上 9 以下
	生物科学的酸素要求量	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	
	浮遊物質	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	600 mg/L 以下 (300 mg/L 以下)	
	ヨウ素消費量	220 mg/L 以下	220 mg/L 以下	220 mg/L 以下	220 mg/L 以下
	ノルマルヘキサン (鉱油類含有量)	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
	抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
	窒素 (チッソ) 含有量 ※尾張旭市下水道条例に規定なし	※240mg/L 以下 (※150mg/L 以下)	※240mg/L 以下 (※150mg/L 以下)	※240mg/L 以下 (※150mg/L 以下)	
	燐 (リン) 含有量 ※尾張旭市下水道条例に規定なし	※32mg/L 以下 (※20mg/L 以下)	※32mg/L 以下 (※20mg/L 以下)	※32mg/L 以下 (※20mg/L 以下)	
	フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	
	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	
	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
	シアン化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
	有機燐化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	
健康 項目	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	P C B	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
	1・1-ジクロロエチレン	1.0 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
	1,4-ジクロロベンゼン	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	
	チウラム	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	
	シマジン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	

法・条例		法 12 条の 2 第 1 項 (条例第 11 条)		条例 13 条 (法 12 条の 11)	条例 12 条 (法 12 条)
目的		放流水の水質保全 (終末処理場での処理困難物質)			下水道施設の機能保全と損傷防止
内容		排除制限		除害施設の設置・必要な措置	
対象者		特定事業場		下水を継続排除する者 (水洗便所除く)	
対象区域		処理区域内 (公共下水道・終末処理場設置)			排水区域内 (公共下水道)
排水量 (m ³ /日)		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満		
健康項目	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	河川	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
		海域	230 mg/L 以下	230 mg/L 以下	230 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	河川	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
		海域	15 mg/L 以下	15 mg/L 以下	15 mg/L 以下
	ダイオキシン類		10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量			380mg/L 以下 (125mg/L 以下)	380mg/L 以下 (125mg/L 以下)	380mg/L 以下 (125mg/L 以下)
法第 37 条の 2 の改善命令 排除停止命令		基準適合違反に適用			
法第 38 条の監督処分		法・条例の違反			
法第 46 条の罰則		法第 37 条の 2 及び第 38 条の違反		法第 38 条の違反	
法第 46 条の罰則		法第 12 条の 2 違反 (直罰)			

※ 1 () 内は、製造業又はガス供給業

※ 2 は、直罰等による規制に係る排除基準である。

※ 3 は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。

第 7 融資・補助制度

1 排水設備等改造資金融資あっせん

(1) 制度の概要

くみ取便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替えるとき、改造工事の資金を一時的に負担することが困難なかに、市内の金融機関に資金の融資あっせんを行う。

融資あっせん額	・ くみ取便所改造及び排水設備工事 80万円以内 ・ 浄化槽廃止工事及び排水設備工事 50万円以内（便所が一組増すごとに6万円加算。80万円以内）
利子	・ 無利子
償還期間	・ 40月以内
償還方法	・ 元金均等月賦償還

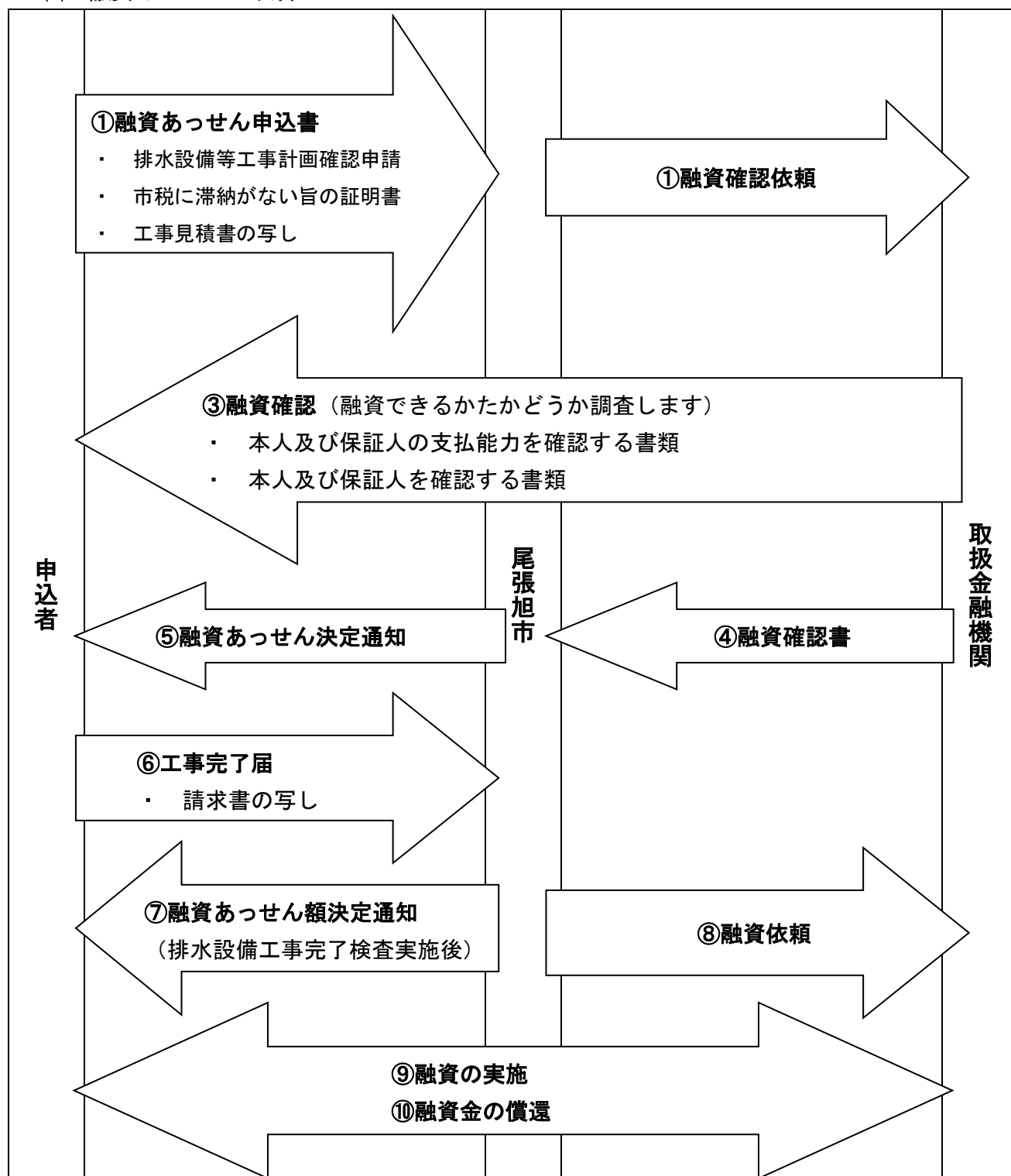
(2) 対象

- 市税及び取付管設置工事費負担金を完納していること。
- 自己資金のみでは、費用を一時的に負担することが困難であること。
- 融資の償還能力を有すること。
- 県内に居住し、独立の生計を営み弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。
- 公共下水道供用開始区域外は対象外
- 浄化槽雨水貯留施設転用補助金を受ける改造工事費は対象外

(3) 取扱金融機関（令和7年度）

・ 瀬戸信用金庫 尾張旭支店	・ あいち尾東農業協同組合 尾張旭支店
・ 瀬戸信用金庫 三郷支店	・ 中日信用金庫 尾張旭支店
・ 瀬戸信用金庫 本地ヶ原支店	・ 東春信用金庫 旭支店
・ 瀬戸信用金庫 印場支店	・ 東濃信用金庫 尾張旭支店
・ 瀬戸信用金庫 旭団地出張所	・ 東濃信用金庫 瑞鳳支店

(4) 融資あっせんの手順



※ ③融資確認及び⑨の実施融資について

- 金融機関との契約に伴う一連の手続きの際、申込者及び保証人が直接窓口に出向いていただくほか、印鑑証明、所得を証する書類等が必要となる。また、諸費用が必要となる可能性があるため、事前に金融機関の融資の担当者に確認する。

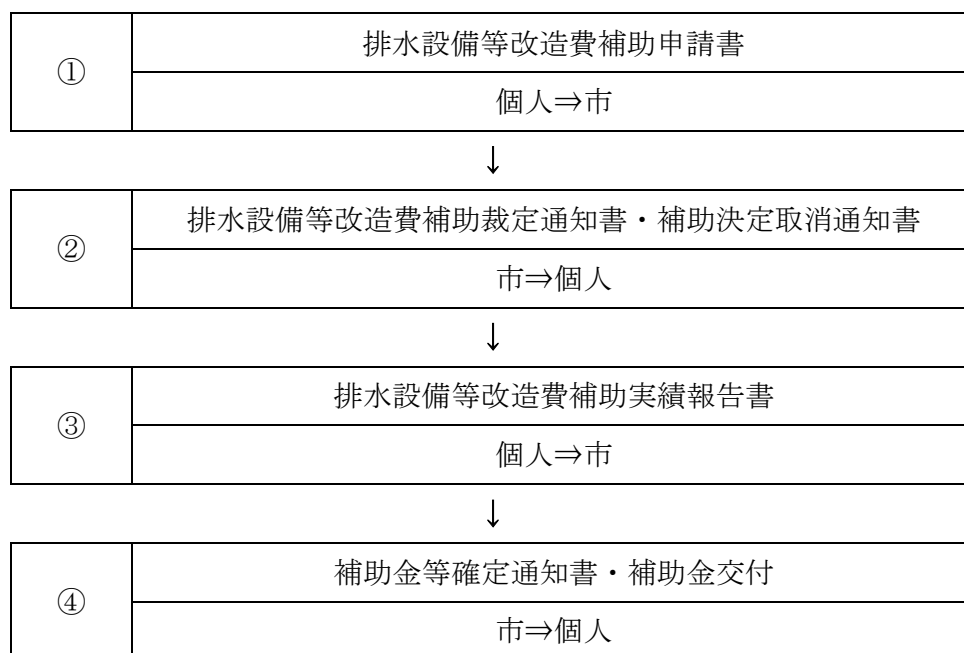
2 生活保護世帯排水設備等改造費補助

(1) 制度の概要

本市の生活保護世帯に対して、円滑に排水設備が設置できるよう、排水設備を設置し若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造する工事に要する費用を補助する制度である。

- 対象者 供用開始から３年以内に排水設備を設置等する生活保護受給者
- 補助額 ２４０，０００円以内

(2) 事務の流れ



3 浄化槽雨水貯留施設転用補助

(1) 制度の概要

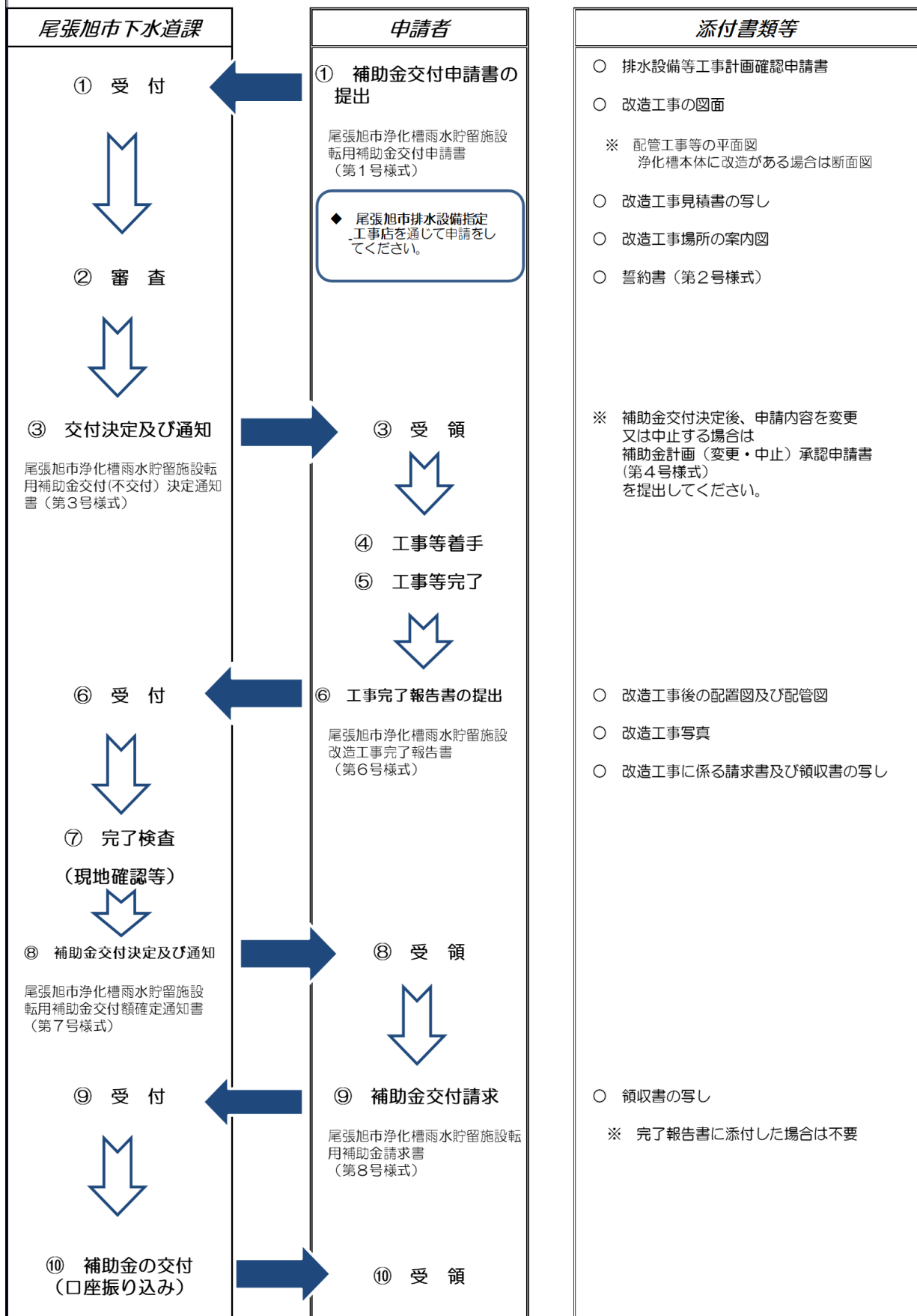
公共下水道に接続するとき、不用となる浄化槽を改造して、雨水貯留施設として転用する場合に一定の条件のもとでその工事費の一部を補助する制度である。

補助対象	・ 不用となる浄化槽を転用して屋根等に降った雨水を貯める貯留槽とこれに接続する排水設備で、散水等に利用するための施設
メリット	① 庭木等の水やりや打ち水などに利用し、上下水道料金の節約 ② 廃棄物となる浄化槽の再利用 ③ 降雨時の河川の負担を軽減
補助額	・ 一世帯につき1基の改造工事に要する経費の2分の1以内とし、千円未満切り捨てた額 ・ 10万円を限度とする

(2) 条件

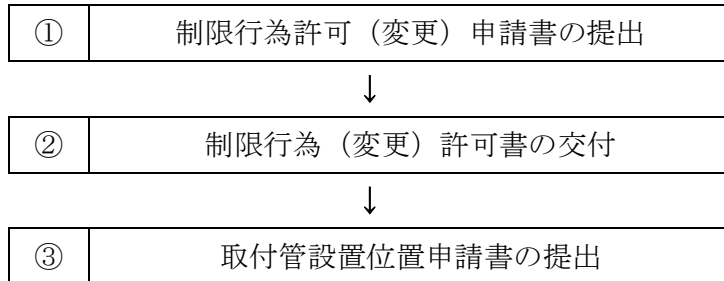
- 市税及び取付管設置工事費負担金を完納していること。
- 公共下水道供用開始区域において自らの負担で改造工事を行うかた（改造工事を行う前に補助金の申請を行う）。
- 公共下水道供用開始区域外は対象外
- 排水設備等改造資金融資あっせんを受ける改造工事費は対象外

補助金交付手続きの流れ



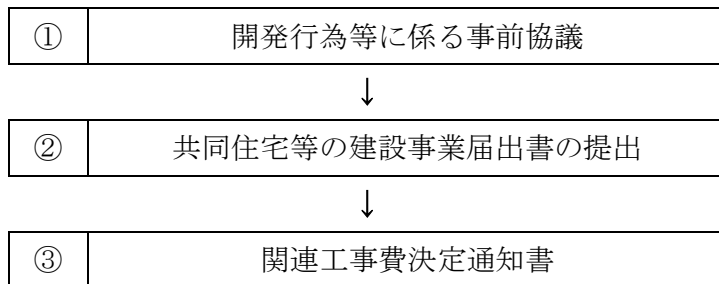
第 8 区域外流入

公共下水道の供用開始区域外において、下水道本管に接道している宅地で、技術的・構造的に下水道本管に取付管の接続が可能の場合は、区域外流入として、下水道への接続が可能である。なお、この場合については、市長の許可行為が必要である。



第 9 関連工事費負担金

建物の延床面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上の建築物を建て公共下水道へ下水を流入させようとする者から関連工事費負担金を徴収する。



第 1 0 本市が設置する接続ます

接続ますは、原則として個人が排水設備工事として指定工事店へ発注し設置するものであるが、一部の次の区画整理事業地内（施行済）の地域のみ当該組合との協定に基づき本市が設置する。

- ① 瀬戸川特定土地区画整理事業地内
昭和 6 3 年 1 1 月 3 0 日までに当該組合から取付管設置の申請があったもの
- ② 狩宿特定土地区画整理組合事業地内
昭和 6 3 年 1 1 月 3 0 日までに当該組合から取付管設置の申請があったもの
- ③ 井田特定土地区画整理組合事業地内
平成 3 年 3 月 3 1 日までに当該組合から取付管設置の申請があったもの

第 1 1 下水道使用料

1 下水道使用料の算定

使用料は、次により算定する。

- ・ 使用料の算定は、従量制かつ累進制を採用
- ・ 使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に消費税を乗じて得た額
- ・ 使用料は、毎月、使用者が排除した汚水の量に応じて徴収
- ・ 使用量は、原則として水道の使用水量
- ・ 月の中途に使用開始・休止・廃止したときの基本使用料は1月分として算定

下水道使用料（令和7年4月1日現在 1か月につき）

基本使用料	従量使用料（1 m ³ につき）	
600円	汚水量が10 m ³ まで	70円
	汚水量が10 m ³ を超え20 m ³ まで	90円
	汚水量が20 m ³ を超え50 m ³ まで	120円
	汚水量が50 m ³ を超えるもの	150円

2 下水道使用料の徴収開始時期・徴収方法

使用料は、次により徴収する。

- ・ 使用料は、公共下水道使用開始届提出時から徴収する。
- ・ 徴収単位は、2使用月ごとに徴収する。
- ・ 水道料金徴収と同時に徴収する。

3 使用量の特例

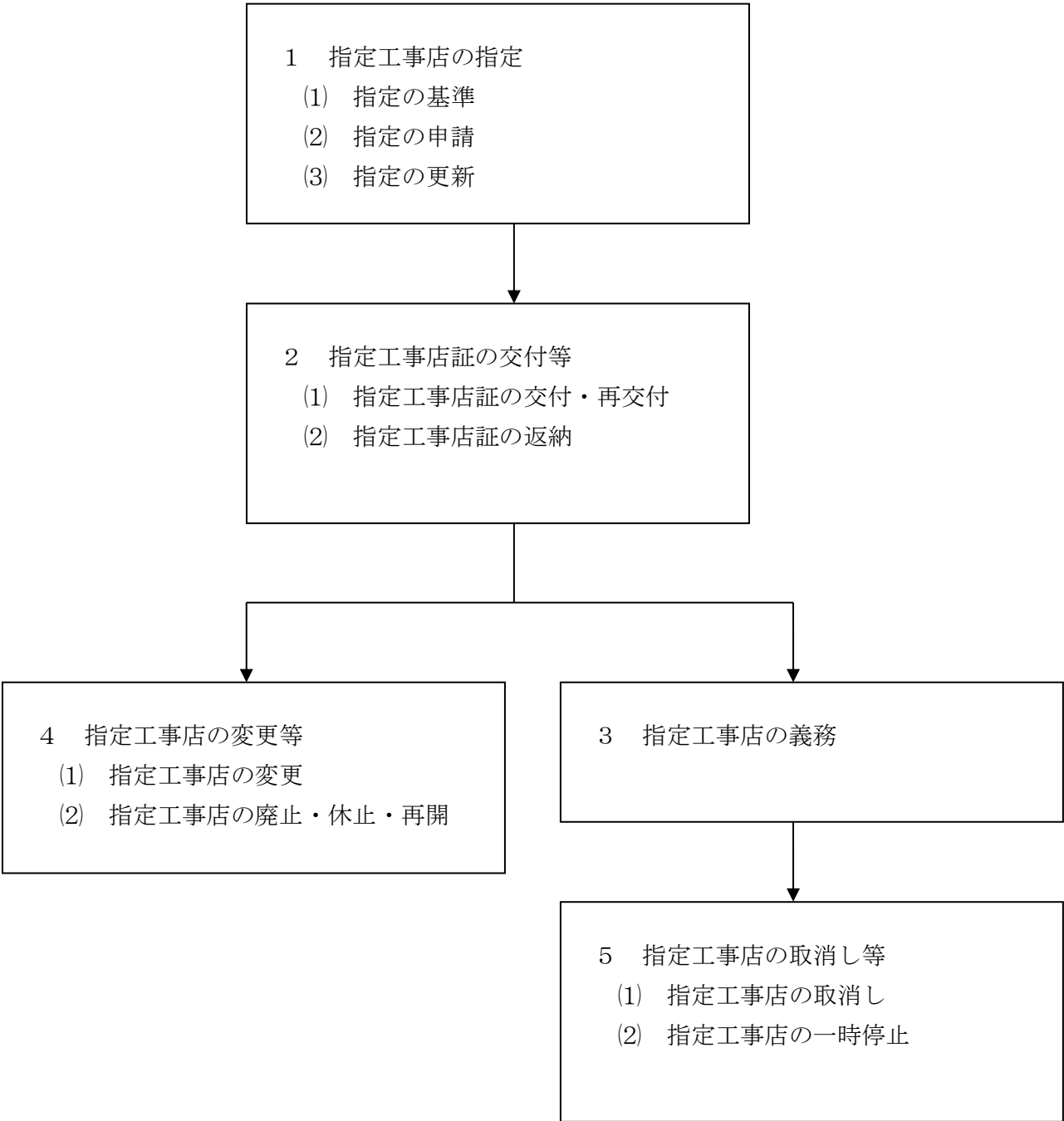
次のように、水道水を使用していない場合又は水道使用量と排除汚水量の実態が大きく異なる場合については、本市がその使用態様を勘案し排除汚水量を認定する。なお、この場合においては、本市へ排除汚水量申告書により申告することが必要である。

一般家庭等で井戸水を使用した場合	世帯人員に6 m ³ を乗じた量
一般家庭等で水道水と井戸水を併用した場合	世帯人員に3 m ³ を乗じた量
一般家庭等以外で水道水以外の水を使用した場合	本市が使用態様を勘案し認定
冰雪製造業等で水道使用量と排除汚水量の実態が著しく異なる場合	

第 1 2 指定工事店制度

1 指定工事店の指定等の流れ

本市における指定工事店制度に関する一連の流れは、次の図のとおりである。



2 指定工事店の内容

指定工事店の内容は、本市下水道排水設備指定工事店規則に基づき次のとおり定められている。

1 指定工事店の指定

(1) 指定の基準（第3条）

指定の基準は、次のとおりである。

- ① 責任技術者を1名以上選任していること。ただし、同一事業者の愛知県内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- ② 排水設備工事に必要な機械器具を有していること。
- ③ 愛知県内に排水設備工事の事業を行う事業所があること。
- ④ 次の欠格要件に該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 指定工事店の指定取消してから2年を経過しない者
 - エ 責任技術者の登録取消してから2年を経過しない者又は登録の効力の一時停止を受けている者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者
 - キ 尾張旭市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ク 法人であって、その代表者又は役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 指定の申請（第4条）

指定工事店の指定を申請する者は、次の書類を提出すること。

- ① 指定工事店指定申請書
- ② 申請者、代表者及び役員が欠格要件に該当しない旨の誓約書
- ③ 定款の写し及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、住民票の写し）
- ④ 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し
- ⑤ 機械器具調書
- ⑥ 事業所の付近見取図
- ⑦ 事業所の平面図及び写真
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

2 指定の有効期間（第4条の2）

指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定工事店の指定を受けた日から起算して5年経過後最初に到来する3月31日までとする。

3 指定の更新（第4条の3）

指定期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、市長が定める期間内に、更新の申請をしなければならない。

指定の更新の際の基準と申請書類は、第3条及び第4条を準用する。

4 指定工事店証の交付等（第5条）

指定工事店証の交付等については、次のとおりである。

(1) 指定工事店証の交付・再交付

- ① 指定工事店の指定を行ったときは、指定工事店証を交付する。
- ② 指定工事店証を汚損・紛失したときは、再交付申請書を申請すること。

(2) 指定工事店証の返納

指定工事店証は、次の場合に返納・提出すること。

- ① 排水設備工事の事業を廃止・休止したとき。
- ② 指定工事店の指定取消し・指定停止を受けたとき。

5 指定工事店の義務（第6条・第10条）

指定工事店の義務は次のとおりである。必ず遵守すること。

- ① 法令、条例、規則を遵守し、誠実に排水設備工事を施行すること。
- ② 排水設備工事の申込みは、正当な理由がない限り拒まないこと。
- ③ 排水設備工事着手前に計画の確認を受けること。
- ④ 排水設備工事完了検査を受けること。
- ⑤ 検査の結果、当該排水設備工事の手直しを指示されたときは、指定された期間内に改善し、再検査を受けること。
- ⑥ 排水設備工事の設計・施行は、責任技術者の監督管理において行うこと。
- ⑦ 従業員の排水設備工事上の行為について責任を負うこと。
- ⑧ 自己の名義をもって、他人に排水設備工事の業務を営ませてはならないこと。
- ⑨ 暴風雨、地震その他の災害の発生に際し、市から下水道施設の復旧又は応急措置の要請があったときは、協力すること。
- ⑩ 市が排水設備工事の報告又は資料の提出を求めたときは、応ずること。

6 指定工事店の変更等（第7条）

(1) 指定工事店の変更

指定工事店に次の変更があったときは、変更から30日以内に変更届に必要な書類（※）を添付し提出すること。

① 組織形態の変更

※ 定款の写し及び登記事項証明書

- ② 代表者又は役員の異動
 - ※ 代表者及び役員が欠格要件に該当しない旨の誓約類及び登記事項証明書
 - ③ 商号又は名称（個人の場合は当該申請者の氏名）の変更
 - ※ 登記事項証明書（申請者が個人である場合は、住民票の写し）
 - ④ 選任する責任技術者の異動
 - ※ 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し
 - ⑤ 事業所の移転
 - ※ 事業所の付近見取図並びに事業所の平面図及び写真
 - ⑥ 住所又は電話番号の変更
 - ⑦ 欠格要件に該当するに至ったとき
- (2) 指定工事店の廃止・休止・再開
- 事業の廃止・休止・再開をしたときは、指定工事店（廃止・休止・再開）届を提出すること。
- ① 廃止・休止…………… 30 日以内
 - ② 再開…………… 10 日以内

7 指定工事店の取消し等

- (1) 指定工事店の取消し（第8条）
- 指定工事店の指定の取消しの要件は次のとおりである。
- ① 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。
 - ② 指定基準に適合しなくなったとき。
 - ③ 指定工事店の義務に違反したとき。
 - ④ 指定工事店の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ⑤ 排水設備工事の報告、資料提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - ⑥ 排水設備工事上の行為について不正があったとき。
 - ⑦ 排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (2) 指定工事店の一時停止（第9条）
- 指定工事店の指定の取消し要件に該当する場合において、情状に参酌すべき特段の事由があるときは、取消しに代えて、6月以内の期間で指定を停止する。

8 手数料の納付（尾張旭市下水道条例第24条）

指定工事店は次の手数料を納付する。

- ① 指定工事店の指定…………… 1件につき10,000円
- ② 指定工事店の指定の更新… 1件につき 7,000円